



新たにテレワークを導入される事業主の方へ 豊田市テレワーク導入支援補助金

2020年度6月運用開始



新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、豊田市独自の補助金制度を創設しました。豊田市内の事業所において、新規にテレワークを導入するにあたり、国の助成金等を活用された中小企業等の皆様に対して、豊田市が上乘せし、補助金を交付します。

対象者	テレワーク導入に係る国の助成金等の支給決定を受けた中小企業等
対象経費	<p>①国の助成金等の対象経費のうち、市内事業所におけるテレワーク導入に要した経費 ②市内事業所におけるテレワークに使用する機器購入費（国の助成金等の対象外経費に限る。1点2万円以上のものにつき、上限5万円まで補助。）</p> <p>▶上限額 1事業者につき 100万円</p> <p>■機器購入費例 WEB会議機器、社内のパソコンを遠隔操作するための機器、勤怠管理システムの導入、社外において従業員が使用するパソコン、タブレット、スマートフォン等の購入費 ※令和2年2月17日から国の助成金等の事業実施期間中に購入したものに限る。</p>
申請方法	<p>国からの支給決定通知書の写し等を添付して市に別途申請</p> <p>▶郵送、オンライン申請、または直接持参 ▶申請期限 令和3年3月末日</p> <p>▶提出先 豊田市産業労働課（豊田市役所西庁舎7階） 〒471-8501 豊田市西町3丁目60</p>



国の助成金等		市の補助率
働き方改革推進支援助成金	テレワークコース（通常）	1/4
	テレワークコース（新型コロナウイルス感染症対策）	1/2
	労働時間短縮・年休促進支援コース	1/4 又は 1/5
	職場意識改善特例コース	
	勤務間インターバル導入コース	
IT導入補助金	特別枠C類型-2	1/3 又は 1/4
小規模事業者持続化補助金	コロナ特別対応型C類型	
ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金	特別枠C類型	

制度の詳細・申請書（様式）等のダウンロードは、QRコードからご確認ください。!!



※パソコンから確認をされる方は、豊田市公式ホームページのサイト内検索から、「豊田市テレワーク導入支援補助金」と検索して下さい。

■豊田市公式ホームページ
<https://www.city.toyota.aichi.jp>

🔍 サイト内検索 豊田市テレワーク導入支援補助金 🔍 検索





新たにテレワークを導入される事業主の方へ 豊田市テレワーク導入支援補助金

2020年度6月運用開始



補助金の申請に必要な書類

申請をされる方は、下記の提出書類を揃え、産業労働課までご提出ください。

提出書類	確認事項等
①豊田市テレワーク導入支援補助金交付申請書兼実績報告書（請求書）（様式第1号）	
②国の助成金等の支給決定通知書の写し	
③国の助成金等の事業実施結果報告書又は実績報告書の写し（国の助成金等の対象経費のうち、テレワーク導入に係る経費の実績が分かるもの）	・国に提出したものに相違ないこと。
④会社の定款又はこれに類する書類	
⑤役員名簿（様式第2号）	・役員全員分の役職名、氏名、住所、生年月日が記載された書類であれば可（必ずしも、様式第2号を使用しなくてもよい。）
⑥機器購入費に関する支出調書（様式第3号）及び領収書の写し	・国の助成金等の対象外経費に限る。 ・1点2万円以上（消費税抜き）の機器に限る。 ・領収書の領収日は、令和2年2月17日から国の助成金等の事業実施期間までのものとする。

1) オンライン申請、2) 郵送、3) 持参のいずれかで申請できます。 !!



※三密を避けるため、極力、オンライン申請又は郵送で提出をお願いします。

1) **オンライン申請** QRコードから、詳細をご確認ください。

（※パソコンから確認をされる方は、豊田市公式ホームページのサイト内検索から、「豊田市テレワーク導入支援補助金」と検索して下さい。）



2) **郵送** 申請書類を豊田市産業労働課まで、郵送してください。令和3年3月31日必着です。
なお、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送（送料は申請者の負担）してください。

3) **持参** 申請書類を豊田市産業労働課まで、持参してください。

豊田市産業労働課 ▶ **場所** 〒471-8501 豊田市西町3丁目60（豊田市役所西庁舎7階）

▶ **対応時間** 午前8:30～午後5:15（平日のみ） ▶ **電話番号** 0565-34-6774



お問合せ先 豊田市産業労働課 Tel 0565-34-6774

▶ **FAX番号** 0565-35-4317

▶ **メールアドレス** sangyou@city.toyota.aichi.jp

▶ **対応時間** 午前8:30～午後5:15 ▶ **場所** 豊田市役所西庁舎7階（豊田市西町3丁目60）

令和2年12月改訂版

